

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊豊川駐屯地  
第308会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QF61TY01220		5RRA1AZ0188 0001				7-112	
品名 または 件名							
(7) 本官山中継所監視装置設置 ほかに1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
豊川駐業				業務隊 管理科 営繕班			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
高橋技官 内線3317				令和8年3月31日 (火)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和8年3月10日 (火) 11時00分 第308会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。  
令和8年2月27日～令和8年3月9日 (0815～1700) (土日については電話連絡すること)

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 陸上自衛隊豊川駐屯地 基地通信中隊豊川派遣隊 吉見  
電話番号 0533-86-3151 (内線3390)

契約班担当者 第308会計隊 契約班 田中  
電話番号 0533-86-3151 (内線3347)  
FAX番号0533-84-7850



## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等額」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## ア 資本関係がある場合

次の(ア)または(イ)に該当する二者の場合。ただし、(イ)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続き」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札

- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

## 5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の内、下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
  - 役務請負契約条項
- (2) 特約条項
  - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
  - イ 暴力団排除に関する特約条項

## 6 契約書の作成

契約金額が100万円を超える場合は請書を、250万円を超える場合は契約書を作成する。

(金額によっては、省略する場合もあり)

契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

## 7 落札の決定方式

総品目総額決定(消費税抜)

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 その他

- (1) 郵便による入札については、令和8年3月9日(月)17時00分必着分までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ず実施すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、令和8年3月9日(月)17時00分までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 市場価格調査にご協力を依頼する。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1  
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：田中  
0533-86-3151 内線(3347) FAX0533-84-7850(直通)  
メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様内容に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊豊川駐屯地 基地通信中隊豊川派遣隊 吉見  
0533-86-3151 内線(3390)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊  
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊  
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊  
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊  
豊川商工会議所 のほか  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

# (7) 本宮山中継所監視装置設置

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

基通派遣隊長

役務名称	(7)本宮山中継所監視装置設置				
図面名称	仕様書 (表紙)				
業務隊長	管理科長	営繕班長	工企係長		施設管理
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号 1 / 5

## 仕 様 書

調達要求番号	5RRA1AZO188	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(7)本宮山中継所監視装置設置	作成年月日	令和8年2月25日

### 1 設置場所

愛知県豊川市穂ノ原1-1 豊川駐屯地  
愛知県新城市川田字本宮5-60 本宮山中継所

### 2 設置概要

本設置は、本宮山中継所の監視カメラの映像を豊川駐屯地指定地域で確認可能なように監視装置を設置するものである。

### 3 納期

契約締結日の翌日～令和8年3月31日

### 4 設置内容

機器名	設置概要	数量
監視カメラ等設置	中継所に屋外カメラ（全天候型）を設置し、定められた帯域で圧縮をかけ指定した伝送路をもって豊川駐屯地内の指定した場所で監視画像を確認可能なようにする。 また、監視画像は遠隔操作が可能にすること。	一式

### 5 一般事項

- (1) 本設置は、本特記仕様書及び関係法令等を遵守して実施することとし、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議したうえ指示に従うこと。
- (2) 設置は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない、作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、設置場所以外の立ち入りを禁止する。  
また、作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (4) 作業時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日・祝日に作業を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (5) 受注者は、設置に際し、監督官と協議のうえ実施すること。
- (6) 設置に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については、受注者の責任において迅速に処理すること。
- (7) 受注者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影等を実施すること。項目は、作業前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかに整理のうえ提出すること。
- (8) 受注者の指示に官側が従い実施した作業の際に破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (9) 本設置は、図面により現地での取り合いを優先する。
- (10) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の変更を行う場合は、監督官の指示を受けて材料承認により行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
- (11) 設置に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (12) 設置中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (13) その他不明な事項等はその都度、監督官と協議する。

役務名称	(7)本宮山中継所監視装置設置		
図面名称	仕様書(1)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2	5

6 特記事項

(1) 材料

ア 共通事項

本設置で使用する材料はすべて新品とし、図面及び以下のとおりとする。  
ただし、事前に監督官に届け出て承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。その他記載なき事項については、JIS規格並びに各種協会規格に準ずること。

イ 規格

(ア) ケーブル類

野外用LANケーブル 152-HY-028JJ (100m 3本)

(イ) 映像機器類

- a 4k対応光学40倍 PTZカメラHTC-TR400X40RTZ 2台
- b Vi22401U PoE++インジェクタ 2台
- c 産業用连接器 8ポートタイプ 1台
- d 仮想保護データ転送器 hEX 2台
- e 映像表示器 OXM-22 2台

(2) 設置全般

設置について、通信器材への接続は官側で実施し、各点検においては受注者で行い、一部を官側が行う。

(3) 本設置は受注者と官側が協力して行うものとし、既設の物で使用可能な物は交換を実施しないものとする。

(4) 本設置の完成は、豊川駐屯地内指定場所为本官山中継所の映像確認及び遠隔操作が可能な状態とする。

(5) 細部実施事項

ア カメラ等屋外設置

- (ア) 使用する配線は既設を使用し、交換が必要な部分は受注者が準備する。
- (イ) カメラ取付台は、既設の物を一部加工し使用する。
- (ウ) カメラは、監視方向の変更、ズーム、夜間暗視できること。
- (エ) 設置後の設定については、受注者で行うこと。
- (オ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (カ) 設定後の機能点検は、受注者で行うこと。

イ 本官山中継所屋内設備設置

(ア) 映像表示録画装置、映像表示器及び各種ネットワーク機器類の設置及び設定等については官側と受注者が協力し完了させる。

- (イ) 映像監視機能に動態検知機能があること。
- (ウ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (エ) 設定後の機能点検は、受注者で行うこと。
- (オ) 伝送路の輻輳を防止するため、伝送容量は可能な限り努めて小さくし、その際の基準は、1.1Mbps以下(基準)とする。

ウ 豊川駐屯地内指定場所設備設置

- (ア) 映像表示録画装置、映像表示器及び各種ネットワーク機器類の設置及び設定等については官側と受注者が協力し完了させる。
- (イ) カメラの映像を豊川駐屯地内指定場所において、確認、遠隔操作、夜間監視が可能な設定を受注者で行うこと。
- (ウ) 豊川駐屯地内指定場所における監視要領は、1個映像表示器に2個映像を監視できる状態であること。
- (エ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (オ) 設定後の機能点検は、官側が行い必要な支援を受注者が行う。

エ その他

- (ア) 設置に先立ち、事前に配線等を官側で行う必要がある場合は、必要な材料等を監督官と協議の上、官側へ送付し、事前作業を行うものとする。
- (イ) 総合機能試験は、受注者により行うこと。この際、伝送路の確保が官側で困難な場合、LLC-4000を使用して、総合機能試験完了とする。
- (ウ) 完成検査後に、設置した機材の取扱操作要領教育を行うこと。

(6) 設置の立会及び試験

- ア 中継所の作業開始から試験終了まで監督官又は基通隊員が立会う。
- イ 豊川駐屯地内の作業については、試験完了まで監督官が立会う。
- ウ 総合機能試験については、中継所内の監視状況、カメラの動作及び中継所と豊川駐屯地指定場所での表示器への出力状況と遠隔操作を確認する。
- エ 試験結果について試験結果成績書を監督官に提出すること。

7 提出書類

- (1) 作業工程表 2 部
- (2) 現場代理人通知書(略歴書含む) 1 部
- (3) 材料承認願 1 部
- (4) 材料等搬入報告書 1 部
- (5) 工事日誌 1 部
- (6) 工事写真 1 部
- (7) 試験結果成績書 1 部
- (8) その他指示された書類 1 部

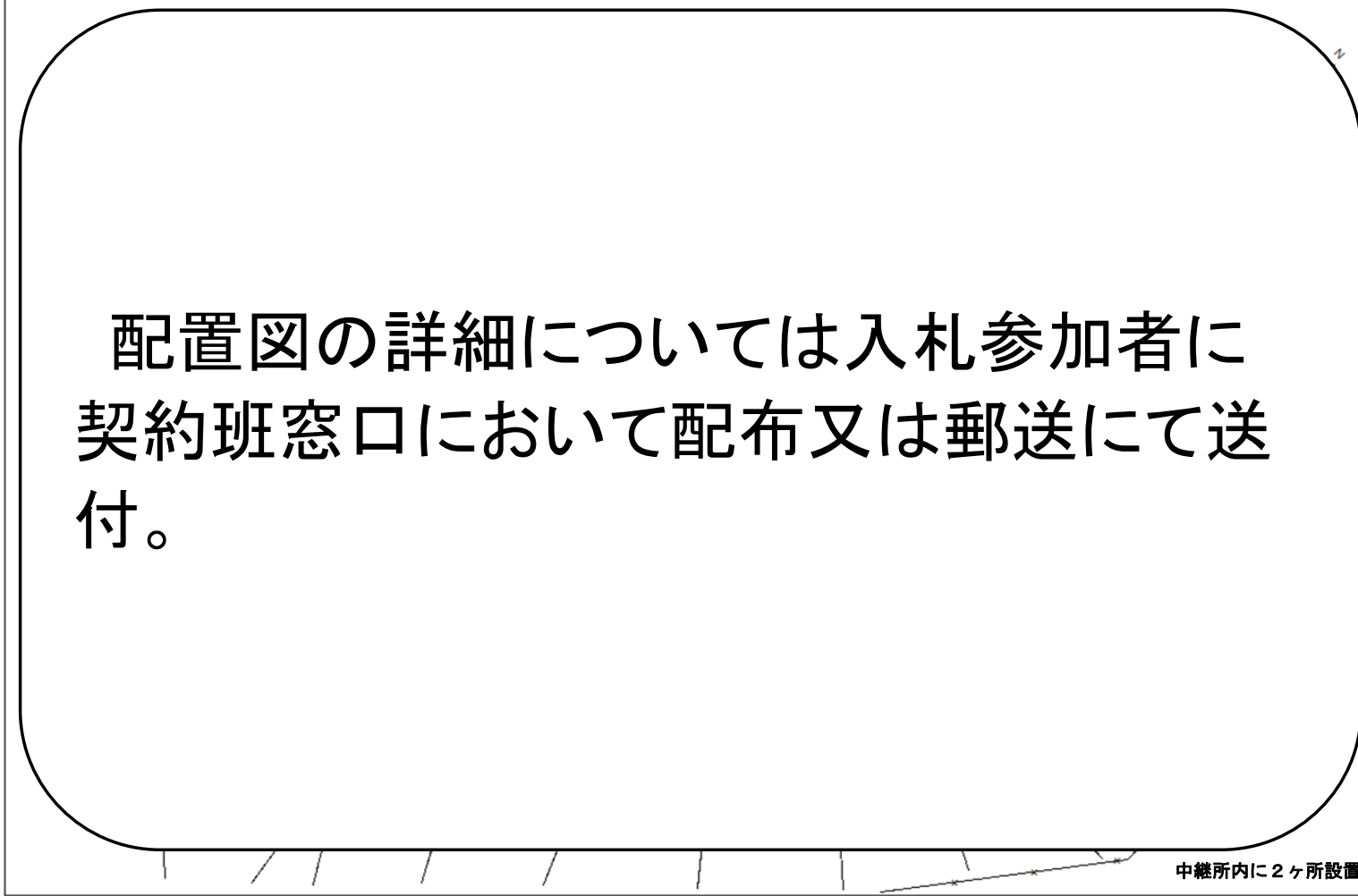
8 完了検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査及びA4ファイル1冊にまとめた提出書類の確認をもって検査合格とする。  
なお、手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって作業完了とする。

役務名称	(7)本官山中継所監視装置設置		
図面名称	仕様書(1)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3	5

# カメラ配置図（本宮山中継所）

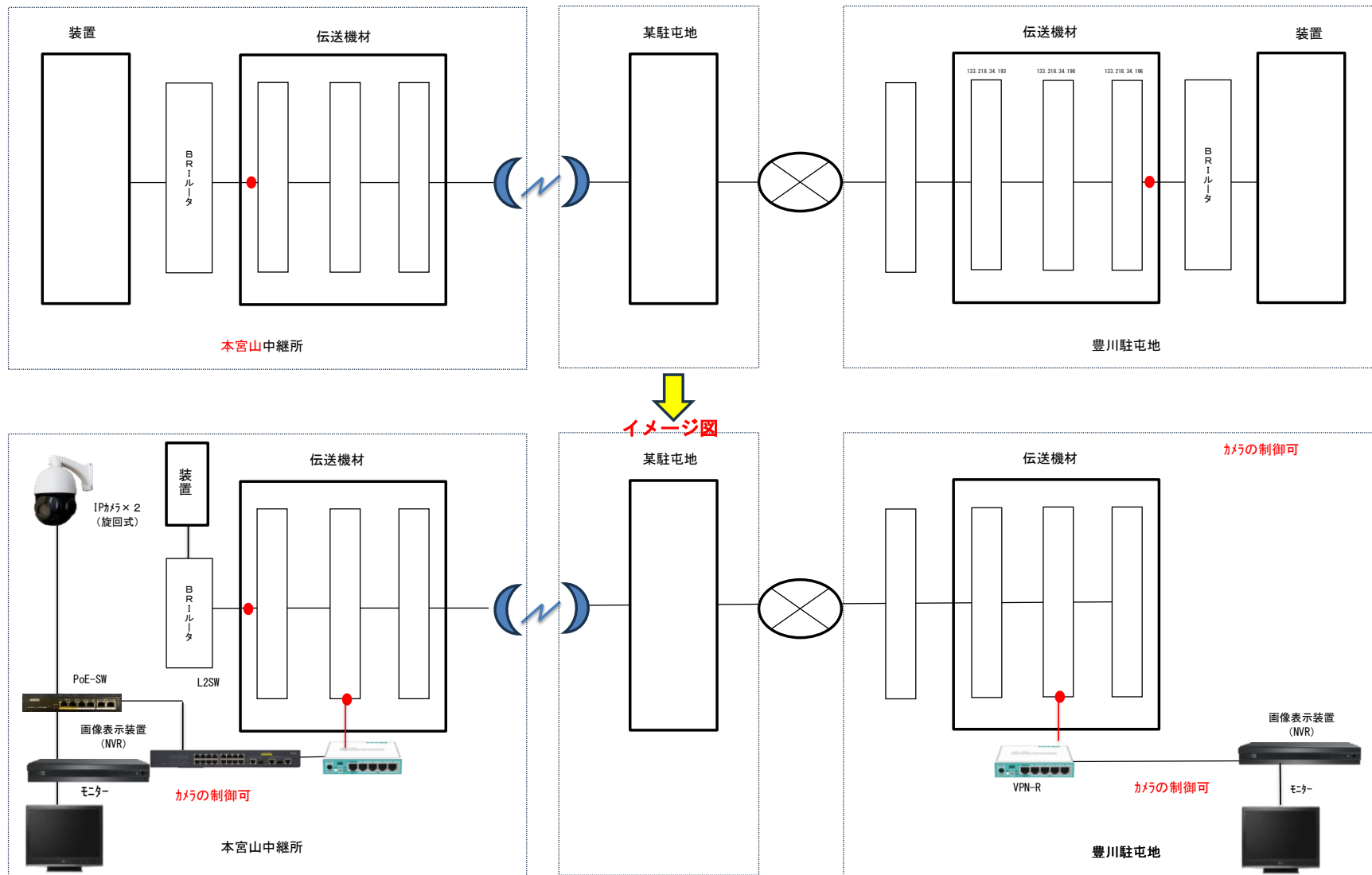
駐（分）屯 地 名	本宮無人中継所	図面	中継所配置図	建物番号	縮 尺	年 月 日	図面番号	1
					1:200	2014.4.1	及び番号	



配置図の詳細については入札参加者に  
契約班窓口において配布又は郵送にて送  
付。

役務名称	(7)本宮山中継所監視装置設置		
図面名称	カメラ配置予定（案）（本宮山中継所）		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	4 / 5	

# 回線構成イメージ図



役務名称	(7)本宮山中継所監視装置設置
図面名称	回線構成イメージ図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 5 / 5

# (7) 宮路山中継所監視装置設置

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

基通派遣隊長

役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置				
図面名称	仕様書 (表紙)				
業務隊長	管理科長	営繕班長	工企係長		施設管理
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊				図面番号	1 / 5

## 仕 様 書

調達要求番号	5RRA1AZ0189	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(7)宮路山中継所監視装置設置	作成年月日	令和8年2月25日

### 1 設置場所

愛知県豊川市穂ノ原1-1 豊川駐屯地  
愛知県豊川市長沢町東霧山28-67 宮路山中継所

### 2 設置概要

本設置は、宮路山中継所の監視カメラの映像を豊川駐屯地指定地域で確認可能なように監視装置を設置するものである。

### 3 納期

契約締結日の翌日～令和8年3月31日

### 4 設置内容

機器名	設置概要	数量
監視カメラ等設置	中継所に屋外カメラ（全天候型）を設置し、定められた帯域で圧縮をかけ指定した伝送路をもって豊川駐屯地内の指定した場所で監視画像を確認可能なようにする。 また、監視画像は遠隔操作が可能にすること。	一式

### 5 一般事項

- (1) 本設置は、本特記仕様書及び関係法令等を遵守して実施することとし、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議したうえ指示に従うこと。
- (2) 設置は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない、作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、設置場所以外の立ち入りを禁止する。  
また、作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (4) 作業時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日・祝日に作業を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (5) 受注者は、設置に際し、監督官と協議のうえ実施すること。
- (6) 設置に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については、受注者の責任において迅速に処理すること。
- (7) 受注者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影等を実施すること。項目は、作業前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかに整理のうえ提出すること。
- (8) 受注者の指示に官側が従い実施した作業の際に破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (9) 本設置は、図面により現地での取り合いを優先する。
- (10) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の変更を行う場合は、監督官の指示を受けて材料承認により行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
- (11) 設置に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (12) 設置中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (13) その他不明な事項等はその都度、監督官と協議する。

役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置		
図面名称	仕様書(1)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2	5

6 特記事項

(1) 材料

ア 共通事項

本設置で使用する材料はすべて新品とし、図面及び以下のとおりとする。  
ただし、事前に監督官に届け出て承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。その他記載なき事項については、JIS規格並びに各種協会規格に準ずること。

イ 規格

(ア) ケーブル類

野外用LANケーブル 152-HY-028JJ (100m 3本)

(イ) 映像機器類

- a 4k対応光学40倍 PTZカメラHTC-TR400X40RTZ 2台
- b Vi22401U PoE++インジェクタ 2台
- c 産業用连接器 8ポートタイプ 1台
- d 仮想保護データ転送器 hEX 2台
- e 映像表示器 OXM-22 2台

(2) 設置全般

設置について、通信器材への接続は官側で実施し、各点検においては受注者で行い、一部を官側が行う。

(3) 本設置は受注者と官側が協力して行うものとし、既設の物で使用可能な物は交換を実施しないものとする。

(4) 本設置の完成は、豊川駐屯地内指定場所で宮路山中継所の映像確認及び遠隔操作が可能な状態とする。

(5) 細部実施事項

ア カメラ等屋外設置

- (ア) 使用する配線は既設を使用し、交換が必要な部分は受注者が準備する。
- (イ) カメラ取付台は、既設の物を一部加工し使用する。
- (ウ) カメラは、監視方向の変更、ズーム、夜間暗視できること。
- (エ) 設置後の設定については、受注者で行うこと。
- (オ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (カ) 設定後の機能点検は、受注者で行うこと。

イ 宮路山中継所屋内設備設置

(ア) 映像表示録画装置、映像表示器及び各種ネットワーク機器類の設置及び設定等については官側と受注者が協力し完了させる。

- (イ) 映像監視機能に動態検知機能があること。
- (ウ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (エ) 設定後の機能点検は、受注者で行うこと。
- (オ) 伝送路の輻輳を防止するため、伝送容量は可能な限り努めて小さくし、その際の基準は、1.5Mbps以下(基準)とする。

ウ 豊川駐屯地内指定場所設備設置

- (ア) 映像表示録画装置、映像表示器及び各種ネットワーク機器類の設置及び設定等については官側と受注者が協力し完了させる。
- (イ) カメラの映像を豊川駐屯地内指定場所において、確認、遠隔操作、夜間監視が可能な設定を受注者で行うこと。
- (ウ) 豊川駐屯地内指定場所における監視要領は、1個映像表示器に2個映像を監視できる状態であること。
- (エ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (オ) 設定後の機能点検は、官側が行い必要な支援を受注者が行う。

エ その他

- (ア) 設置に先立ち、事前に配線等を官側で行う必要がある場合は、必要な材料等を監督官と協議の上、官側へ送付し、事前作業を行うものとする。
- (イ) 総合機能試験は、受注者により行うこと。この際、伝送路の確保が官側で困難な場合、LLC-4000を使用して、総合機能試験完了とする。
- (ウ) 完成検査後に、設置した機材の取扱操作要領教育を行うこと。

(6) 設置の立会及び試験

- ア 中継所の作業開始から試験終了まで監督官又は基隊員が立会う。
- イ 豊川駐屯地内の作業については、試験完了まで監督官が立会う。
- ウ 総合機能試験については、中継所内の監視状況、カメラの動作及び中継所と豊川駐屯地指定場所での表示器への出力状況と遠隔操作を確認する。
- エ 試験結果について試験結果成績書を監督官に提出すること。

7 提出書類

- (1) 作業工程表 2部
- (2) 現場代理人通知書(略歴書含む) 1部
- (3) 材料承認願 1部
- (4) 材料等搬入報告書 1部
- (5) 工事日誌 1部
- (6) 工事写真 1部
- (7) 試験結果成績書 1部
- (8) その他指示された書類 1部

8 完了検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査及びA4ファイル1冊にまとめた提出書類の確認をもって検査合格とする。  
なお、手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって作業完了とする。

役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置		
図面名称	仕様書(1)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3	5

# カメラ配置図（宮路山中継所）

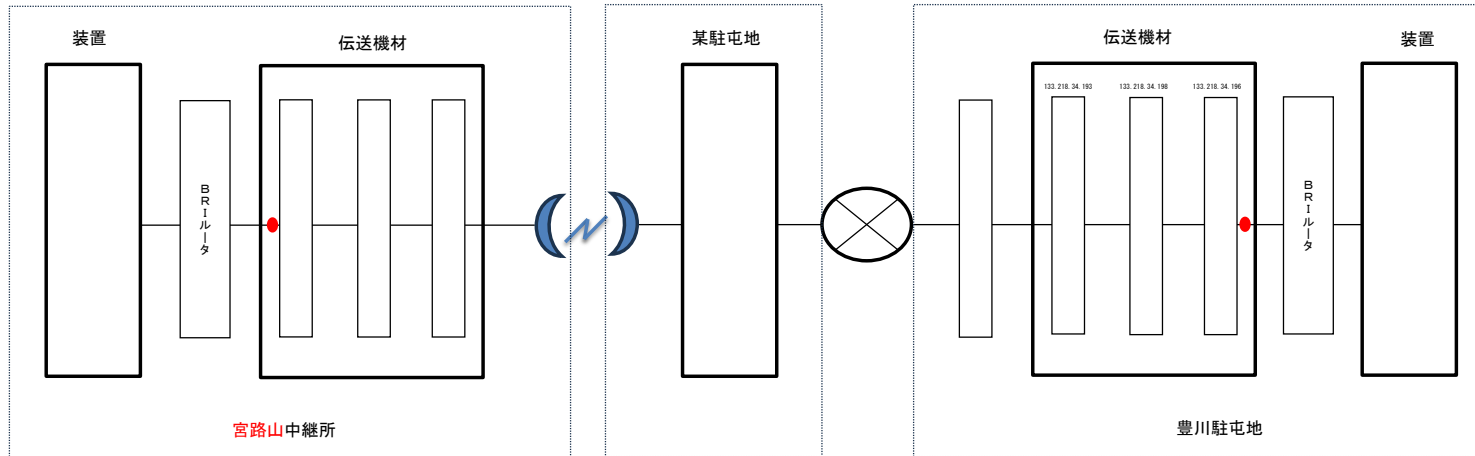
駐(分)屯地	宮路中継所	図面	中継所配置図	建物番号	縮尺	年月日	図面番号 及び番号	1
					1:300	2014.4.1		

配置図の詳細については入札参加者に  
契約班窓口において配布又は郵送にて  
送付。

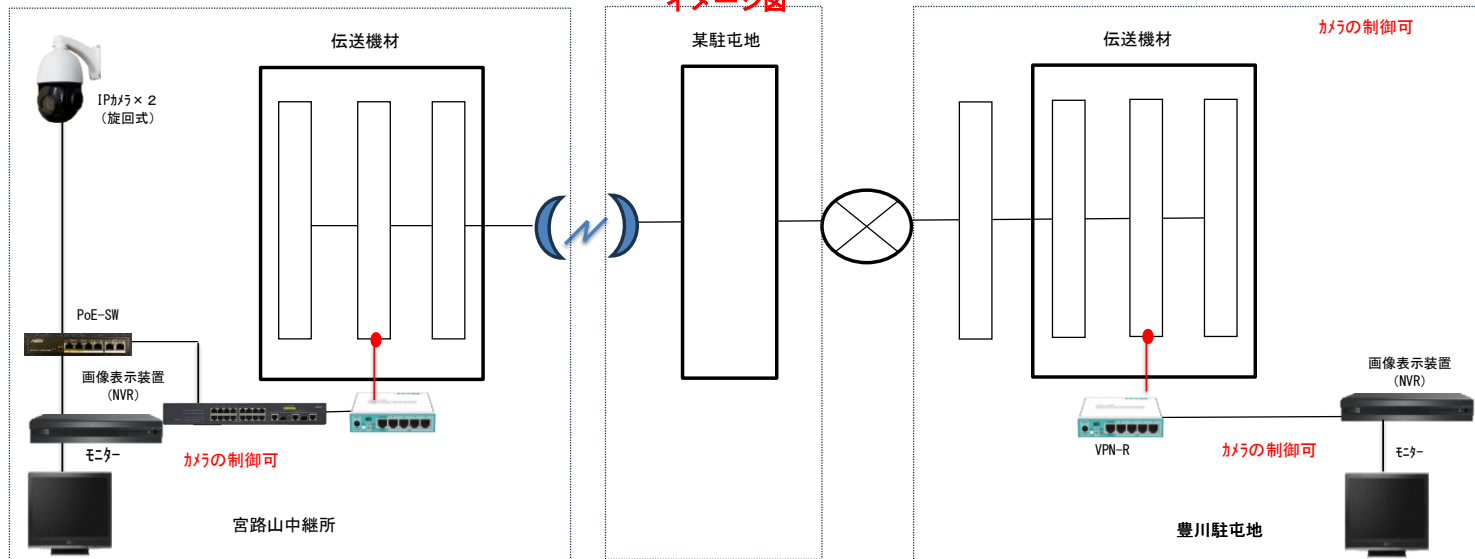
中継所内に2ヶ所設置予定

役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置		
図面名称	カメラ配置図(案)(宮路山中継所)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	4/5	

# 回線構成イメージ図



↓  
イメージ図



役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置
図面名称	回線構成イメージ図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 5 / 5



